

第4回鹿児島地区合併協議会

会 議 録

日時：平成15年5月16日（金）

場所：鹿児島市民文化ホール4階市民ホール

平成15年5月16日午後3時開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第4回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきたいと存じますが、本日は、会議次第にもありますように、継続議案6件、そして新規議案8件のご審査をお願いいたしたいと思っております。

さて、会議に入ります前に、新たに委員となられた方々を私の方からご紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をいただきたいと思います。

まず、桜島町議会議長の武正行様でございます。

なお、武様は、これまでも委員として当協議会に第1回目からご参加いただいておりますが、今回から桜島町議会議長としてのご出席となります。

続きまして、桜島町議会議員の山元満様でございます。

○山元委員 山元です。

○黒木事務局次長 続きまして、喜入町議会議員の迫立實意様でございます。

○迫立委員 迫立です。

○黒木事務局次長 続きまして、松元町議会議員の柿迫重己様でございます。

○柿迫委員 よろしくお願いたします。

○黒木事務局次長 続きまして、郡山町議会議員の多丸良一様でございます。

○多丸委員 よろしくお願いたします。

○黒木事務局次長 続きまして、郡山町公民館運営連絡協議会会長の北野昭三様でございます。

○北野委員 北野でございます。

○黒木事務局次長 それでは、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

「会議次第」とありますもの、それから「第4回鹿児島地区合併協議会」と表紙にございます資料でございます。それと横長の資料となっておりますが、「議案関係資料」といたしまして、第21号議案、第22号議案、第23号議案、第25号議案、そして第26号議案の5部をお手元に配付させていただいております。そして「第4回鹿児島地区合併

協議会」の冊子の中に挟み込む形になっておりますけれども、「市町村合併事務事業現況調査書集計表」をお配りしております。そして最後に、本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでございますでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

よろしく申し上げます。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

第4回の鹿児島地区合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、本日も大変ご多忙の中をご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、前回の第3回合併協議会におきまして、これまで合併協定項目の基本4項目の中で1つだけ残されておりました「合併期日を平成16年11月1日を目標とする。」ということをご決定いただきました。このことによりまして、私どもが進めておる合併協議の大きな、そしてまたはっきりとした目標ができたことを大変喜んでおりますし、そしてまた改めて我々の責務の大きさを感じておるところでございます。

また、一方では、これまでの協議会において、合併協定項目の中で特に重要で、また一方では調整が難しいとされておる基本4項目のすべての調整方針をご決定いただいたことで、私どもこの鹿児島地区の合併協議の1つの基礎ができ上がったとそういう気持ちもいたしております。

さて、今回の合併協議会におきましては、合併後の市のまちづくりの基本方針となる「市町村建設計画」の素案も議案の1つになっております。これからまちづくり計画についての一つ一つの事案について、本格的に、そしてまた、より具体的な内容の協議もお願いをするということになるかと思っております。

これまでもたびたび申し上げてまいりましたが、これからもお互いに力と心を合わせてこの協議会の中で議論をし合い、そして慎重な中にも活発な議論を展開をしてみたい

と思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、それぞれご多忙な方々ばかりでございまして、大変ご苦勞をおかけをすることになろうと思っておりますが、よろしくお願いを申し上げて、大変簡単ではありますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきたいと存じます。

本日はよろしくお願ひ申し上げます。

議 事

第13号議案 合併協定項目の調整方針について

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、会議次第の第3の「議事」に入らせていただきます。

この順序に従って順次進めてまいりたいと思っております。

まず最初は、第13号議案「合併協定項目の調整方針について」を議題といたします。

なお、この議案の参考資料として「市町村合併に係る事務事業現況調書総括表集計表」を提出しておりますので、これについて事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、この13号議案のページ数をちょっと入れておりませんが、4ページの次に挟み込んでいる資料をごらんいただきたいと存じます。

「市町村合併に係る事務事業現況調書総括表集計表」でございます。

なお、これにつきましては、現時点で集計したものでございますことをご理解いただきたいと思っております。

これは、先にお示しをいたしました、この協議会で協議をしていただきます項目が49項目あるわけでございますが、この49項目の協定項目ごとの調整を行っていかねばならない事務事業等の項目数を現時点で集計したものでございます。項目数といたしましては、一番下のところをごらんいただきますが、全部で1,322項目でございます。これらの事務事業等は、協定項目を議案としてこの協議会にご提案をする際に、議案関係資料として調整方針案をつけて同時に提案をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局からご説明を申し上げましたが、この議案は、前回の第3回協議会で提案をいたしておるところでございまして、各委員におかれては、それぞれご検討いただいていることと思っておりますので、ご意見等がございましたらお願いをしたいと思っております。

また、これまでの協議会でもお願いしてきたところでございますが、発言をされる方はひとつ手を挙げていただいて、マイクを持ってまいりますので、お名前をおっしゃってからご発言をいただきたいと存じます。

どなたからでもどうぞ。ご質問があればお願いを申し上げます。いかがでしょうか。こういうことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

いろいろ前回からご検討いただきましたが、特にご意見もございませんので、皆様方のご賛同をいただいて、第13号議案「合併協定項目の調整方針について」は、原案どおり決定をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第13号議案「合併協定項目の調整方針について」は、原案どおり決定いたします。

第14号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第14号議案「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

資料の5ページをお開きをいただきたいと思います。

なお、この議案につきましても、前回の第3回協議会で提案をし、各委員においてそれぞれご検討をしてくださっているとしますので、ご意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

○上門委員 第14号議案議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、1市5町の議会で1つの方針案を作成することについては、私ども鹿児島市議会では特に異論のないところでございましたので、ご意見を申し上げておきます。

以上でございます。

○赤崎議長 ほかの方々は。

○柿迫委員 松元町議会におきましても、特別委員会におきましてこの第14号議案について論議いたしました。先ほど鹿児島市議会の議長よりありましたように、この提案に同意するという結論を得ております。

ただ1つ確認させていただきたいんですが、鹿児島市議会がこのことを議会運営委員会で諮られたときに、新聞記事に載っていたんですが、「今後の具体的手順については議会運営委員会で市議会案を協議する」というふうになっておりますけれども、私たち5町の方はどういう形でこれを受けとめればいいのかと、どのような形でこの具体的手順を事務局等は考えておられるのかひとつお伺いしたいんですが。

○上門委員 結果的には、私ども鹿児島市議会では議会運営委員会の場で最終的な結論を見出していきますが、それに至るまでは、どのような調整をするかというのは、私どもの議会とまた5町の議会で調整をしながら1つの方針案を作成していきたいと、そのように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○柿迫委員 鹿児島市議会の方の対応というのはわかりましたが、具体的にこの協議を進めていく場合、どこが取り扱いの世話をしていただけるのか、合併事務局がしてくれるのか、それとも専門部会の中の議会事務局がされるのか、そこをちょっと確認させていただきたいんですが。

○赤崎議長 それは事務局どうぞ。

○成清事務局長 まずはやはり合併協議会の中に専門部会がございまして、議会事務局専門部会という部会もございまして、したがって、方針案につきましては、それぞれ1市5町の議会の方でご検討をいただきますが、その世話役といいたしましうか、それにつきましては一義的には議会事務局専門部会の方で行っていただくこととなります。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

ほかの町の議会はいかがでしょう。特にございせんか。よろしゅうございますか。

[「はい」という者あり]

○赤崎議長 それでは、ただいま鹿児島市議会、松元町議会からご意見が出ました。基本的にはこの第14号議案に掲げてあることを了承をして今後進めていくと、そういうことでございました。そしてまた、具体的ないわば肝入り役と申しますか、そういう窓口的なものは、議会事務局専門部会で協議をして具体的な進め方をしていくと、こういうことでございましたが、そういうことでほかの町議会の皆様方もよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご賛同もいただきましたのでお諮りをいたしたいと存じますが、第14号議案議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案どおり決定することによろし

ゆうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご賛同いただきましたので、第14号議案につきましては、原案どおり決定いたします。

第15号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第15号議案「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

資料11ページをお開きいただきたいと思います。

なお、この議案につきましても、前回の第3回協議会で提案をし、その後、各委員におかれてはご検討いただいていると思いますので、意見等ございましたらお願いをいたします。

どなたからでも。

事務局には農業委員会の方からの意思表示は来ているんですか。

○成清事務局長 この議案の取り扱いにつきまして、1市5町それぞれの農業委員会において協議がなされております。私ども事務局で1市5町の状況をお伺いいたしましたところ、この議案で特に異論はないということをお伺いしているところでございます。

○赤崎議長 1市5町の農業委員会の意向はそういうことでございます。ご出席の委員の皆様方は特にございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをしたいと思いますが、第15号議案農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案どおり決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、議案第15号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案どおり決定をいたします。

第16号議案 一般職の職員の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第16号議案「一般職の職員の取扱いについて」を議題といたします。

この議案に関する資料は17ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第3回協議会で提案をいたし、各委員においてそれぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

特にご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようでございますのでお諮りをいたしますが、第16号議案一般職の職員の取扱いについては、原案どおり決定するということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第16号議案一般職の職員の取扱いにつきましては、原案どおり決定いたします。

第17号議案 事務組織及び機構の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第17号議案「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

この議案の資料は20ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第3回の協議会で提案をいたしてありまして、各委員においてご検討いただいておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○柿迫委員 この2項目めの解釈でちょっとお尋ねしたいんですが、「合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。」ということで、大変ありがたい文言が入れているんですけども、この「住民サービスに急激な変化を来すことのない」ということの「住民サービス」というのはどのぐらいまで入るものなのか。単に窓口業務までなのか、企画部門等も含めてのものなのか、第3回で出たのかもしれませんが、今日が初めてでありますのでお尋ねいたします。

○赤崎議長 事務局どうぞ。

○成清事務局長 この支所の事務組織あるいは機構をどのようにするのかという具体的検討につきましては、これから各専門部会の中で事務事業の調整あるいは建設計画案の内容、

こういったものを見ながら検討していくことになるというふうに考えております。

したがって、最終的な内容をお示しできるのは、これらが固まった後になるというふうに考えております。ただ、基本的な部分につきましては一定の時期にご報告ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 これは基本線を掲げてございますので、具体的には、今おっしゃったように、いわゆる現場で処理ができる権限をどれだけおろしていくかとかいろんな問題があると思います。企画だけにかかわらずですね。例えばまちづくりの問題、いろいろなのがあると思いますが、それは今後、専門部会等でやって、できるだけやる場合はこういう気持ちでやりなさいよという、そういうふうに受け取っていただけたらと思います。

○追立委員 今の質問とちょっと重なるんですけども、目安としていつごろになるかと、その辺のところまでお聞かせ願えればと思うんですが。

○赤崎議長 今のそれをお示しができるのはいつごろかと。

○成清事務局長 できましたら早くというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように一定の事務事業の調整作業、そういったものを見ながらということになりますので、私どもといたしましては、15年度の後半あたりにそのような基本的な考え方がお示しできればというふうに思っております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかに何かございましたらどうぞ。

それでは、特になければ、第17号議案「事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案どおり決定をするということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第17号議案「事務組織及び機構の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第18号議案 条例、規則等の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第18号議案「条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。

本議案の資料は24ページをお開きいただきたいと思います。

なお、この議案につきましても、前回の第3回協議会に提案をいたしておるところでございます。各委員におかれてはそれぞれ検討していただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

事務局の方も何か補足をすることがあったら、これに限らず新たに補足をすることがあったらやってくださいね。

特にございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第18号議案「条例、規則等の取扱いについて」は、原案どおり決定をすることによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第18号議案「条例、規則等の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第19号議案 平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について

○赤崎議長 次に、第19号議案「平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について」を議題といたします。

議案について事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の25ページでございます。

第19号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について。

鹿児島地区合併協議会財務規程第6条の規定に基づき、平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算について、監査委員の監査結果報告を付けて認定を求めるものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。別紙でございますが、14年度の当協議会の事業報告でございますが、これにつきましては、1の「会議の開催」から5の「その他」までご報告をいたしておりますので、これにつきましては後もお目通しを願いたいというふうに思います。

27ページの歳入歳出決算書の方のご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、款負担金、項負担金、1目負担金でございますが、これは、合併協議会負担金といたしまして978万円収入をいたしております。

なお、1市5町の内訳につきましては、一番右側の説明欄のとおりでございます。

その下になりますが、款諸収入、項諸収入、1目預金利子等でございますが、1円を収入いたしております。したがって、一番下の欄になりますが、歳入合計額が978万1円でございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。款事業費、項会議費、1目会議費でございますが、節のところでございますけれども、報酬、需用費、役務費、使用料・賃借料といたしまして、合計71万7,552円を支出いたしております。

2目の広報啓発費でございますが、需用費及び委託料の合計330万2,762円を支出いたしております。

次のページになります、29ページでございます。

款事務局費、項事務局費、1目事務局費でございますが、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費の合計175万5,597円を支出いたしております。したがって、一番下の欄になりますけれども、歳出合計額が577万5,911円でございます。

なお、具体的な支出内容につきましては、それぞれ一番右側に説明欄を上げておりますので、後もってごらんをいただきたいと存じます。

次のページになりますが、歳入決算額が978万1円、そして歳出決算額が577万5,911円となり、歳入歳出差引残額が400万4,090円となります。これにつきましては平成15年度に繰り越しさせていただきます。

以上でございます。

○赤崎議長 まず、事務局の方からの説明が終わりました。

なお、この決算につきましては、監査委員の方で監査をしていただいております。

本日は、3名の監査委員を代表して、山元監査委員の方から監査結果のご報告をお願いいたします。

○山元監査委員 監査委員の山元でございます。

鹿児島地区合併協議会の平成14年度の収支決算につきまして、去る4月24日に平瀬監査委員及び大迫監査委員とともに監査を行いましたので、代表いたしまして、その結果

についてご報告申し上げます。

資料の31ページにございますが、監査に当たりましては、帳簿記録の試査、証拠種類の抽出による検査及び関係職員に対する質問等、一般に認められた手順に従って、決算の計数及び帳簿の記録並びに事務の処理が適正か、また決算書類が協議会の収支状況を適正に表示しているかどうかについて、その内容を検討いたしました。

これらの監査の結果、決算の書類等は同協議会の財務規程に基づき作成され、決算の計数は正確で、協議会の収支状況を適正に表示していることを確認いたしました。

また、事務処理の面につきましては、おおむね良好になされておりました。

以上、ご報告申し上げます。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

お聞きのとおり、決算についての事務局説明並びに監事の監査結果報告を終わりましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、この決算議案につきましては、本日の協議会において認定をしていただきたいと思いますが、まず、そのような取り扱いでいいかどうかをお諮りをいたしたいと思います。

そのようなことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第19号議案の決算関係の議案につきましては、本日の協議会で認定についての手続をしたいと思います。

そこで、この議案について、原案どおり認定をすることによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第19号議案平成14年度鹿児島地区合併協議会歳入歳出決算につきましては、原案どおり認定することにいたします。

第20号議案 市町村建設計画素案について

○赤崎議長 次に、第20号議案「市町村建設計画素案について」を議題といたします。

議案について事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料1の32ページをお開き願いたいと思います。

第20号議案市町村建設計画素案について。

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画の素案を次のとおり定めることについて、協議を求める。

市町村建設計画素案は、別紙のとおりとする。ということで、右の方になります、33ページからでございます。

まず、素案の説明に入ります前に、市町村建設計画素案の位置づけ及び趣旨等についてご説明申し上げます。

この素案は、市町村建設計画案を作成するための基礎になるものでございます。後ほど触れますけれども、この素案には、具体的な施策あるいは事業、それから財政計画は入っておりません。

なお、具体的な施策、事業等は、現在、専門部会等において検討を進めているところでございますが、住民参画による計画策定を行ってまいりたいと考えておりました、7月ごろに予定をいたしております意見交換会等の中で、住民の皆さんのご意見もいただきながら、それらも勘案する中で建設計画案につなげてまいりたいというふうに考えております。

それでは、別紙の市町村建設計画素案というのをめくっていただきますと、次のページ、(1)というページがございますが、これをずっとあけていただきまして、(31)ページの次のページになるわけでございます。恐れ入ります、(31)の次のページに34ページというのちょっと広いものが出てまいりますが、縦のものでございます、これをごらんいただきたいと。これは参考資料の1でございます。

これは建設計画の全体構成を示したものでございますが、一番左側が国のマニュアルでございます。その右側、鹿児島地区のものを挙げておりますが、これはマニュアルを参考に鹿児島市の第四次総合計画をもとに構成をいたしております。その右に2つの欄がございますが、これが素案と案との構成要素の違いを示したものでございます。

右から2列目が素案でございまして、一番右側が案の構成要素になります。素案が案になる段階では、素案の5項目めを見ていただきますと、まちづくり計画がございまして、施策の概要、具体的施策、県の事業が追加をされることとなります。そして一番下になりますが、財政計画というところにも一番右側に丸がございまして、これも追加をされると

というようなことになります。

構成としては、素案と案の構成の違いはこのようなことでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

参考資料の2といたしまして、「まちづくり計画」ということで挙げておりますが、これは、ただいま申し上げました素案が案になった段階で具体的施策が追加されるということをお願いしましたが、そのまちづくり計画のイメージでございます。破線で囲ったところが3つございますが、施策の概要、具体的施策、県の事業、こういったものが案になる段階では追加をされるということでございます。

また恐れ入ります、最初の部分でございますが、最初の括弧のついていない32ページ、33ページの方に戻っていただきまして、33ページをめくっていただきたいと思います。そうしますとその裏に目次が出てまいります。この目次をごらんをいただきますと、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、目次をごらんいただきますが、目次では、「はじめに」というところから、一番下は「公共施設の統合整備」まで6つの項目を挙げているところでございます。

それでは、順次簡単に概要を申し上げたいと思います。これから申し上げますのは、括弧のついたページ数で申し上げます。一番下の方に括弧つきの数字がございます、この数字で申し上げます。

(1)ページから(3)ページまでになりますが、これは「合併の必要性」ということで挙げております。項目といたしましては、「歴史的経緯」「生活圏の一体化と住民ニーズの高度化への対応」、次のページになりますが、「少子高齢化と地方分権の進展への対応」「これまでの取り組み」、最後に「合併の効果」ということで構成をいたしております。これらにつきましては、大変申しわけございませんが、後もってごらんをいただきたいというふうに思います。

あけていただきまして、(4)ページをごらんをいただきたいと思います。

「計画策定の方針」でございますが、これにつきましては、去る4月15日の第3回協議会で決定をしていただきました市町村建設計画原案策定方針に基づいたものでございます。

2番目の「計画の構成」といたしましては、まちづくり計画及び財政計画を中心といたしまして、3番目の「計画の期間」といたしましては、合併施行の日から平成26年度までのおおむね10カ年といたしているところでございます。

ちょっと飛びますが、(9) ページをごらんをいただきたいと思います。「人口フレーム」でございます。この人口フレームにつきましては、昨年実施をいたしました人口推計等の調査結果に基づきまして、1市5町の平成26年の人口を62万1,000人と見込んでいるところでございます。

あけていただきまして、(10) ページからが「まちづくりの基本方針」となります。(10) ページでは「都市像」といたしておりますが、この都市像は、鹿児島市の第四次総合計画で定めております「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」といたしております。

続きまして、(11) ページ、(12) ページでございますが、これは「まちづくりの方向」といたしまして、1番目の「安心して健やかに暮らせるまち」、副題として「安心健康都市」を挙げておりますが、これから次のページの「にぎわいと活力あふれるまち [産業活力都市]」まで5つの目標を掲げております。これらの5つの目標は、鹿児島市の第四次総合計画の施策の大綱に基づいたものでございます。

続きまして(13) ページでございますが、「土地利用・地域別振興の方針」でございます。これは、5町を加えた新しい市を9地域9地区に区分をし、それぞれの地域・地区の振興について基本的な方針を示しております。

続きまして(17) ページからでございますが、「まちづくり計画」でございます。これも先ほどの施策の大綱と同じように5つの柱から、そして最後に「計画の推進にあたって」というのがございますが、この施策の体系は、国のマニュアルを踏まえまして、第四次総合計画をもとに構成をいたしております。「安心して健やかに暮らせるまち」から、次のページになりますが、6の「計画の推進にあたって」というところまで、6つの構成になっているところでございます。

なお、それぞれ掲げてあります括弧の部分がございますが、これは「計画項目」というふうに呼んでおりますが、全部で45の計画項目を掲げているところでございます。

(19) ページになりますが、(19) ページからは、各計画項目ごとの基本的な方向を示しております。先ほど申し上げましたように、計画の策定の段階では住民の皆さんの意見も踏まえまして検討いたしまして、建設計画案の段階においては、具体的な施策あるいは県の事業、こういったものが盛り込まれてくることとなります。

最後に(31) ページ、これは「公共施設の統合整備」ということについて、その方針を示したものでございます。

以上、概略でございましたが、市町村建設計画の素案についての事務局説明を終わります。

○赤崎議長 どうもご苦労さん。

お聞きのとおり事務局の方から、第20号議案の市町村建設計画素案につきましてご説明を申し上げましたが、ただいままでの説明等に対して、何かご意見、ご質問等ございましたらお出しをいただきたいと存じます。

○宮廻委員 ただいま説明を伺いましたが、基本は第四次の鹿児島市総合計画、これはまだ策定して間もないわけですから、これを基本にするということは結構だと思います。

あと5町がどのような形で位置づけられるかということは、鹿児島市の地区別に分けて9地区というふうな形で検討されていくということですが、赤崎市長がおられるわけで、今、住民の意見を十分聞こうということで、非常に熱心にそういう方向にいかれていますから、その辺は安心しておりますが、どうか鹿児島市の現在の第四次総合計画の枠組みの中に5町の意見を十分よく反映させるような形での建設計画にしていきたいと思いますというふうに思います。

これは要望ですけれども、あと2つ目は、鹿児島市の場合には、基本構想というのを総合計画審議会で審議して、そして総合計画の方は議会の方で承認を受けるような形になっていたと思うんですけど、現在の建設計画というのは、基本構想が総合計画の中に入っていくようになるんですかね。そうすると、あと実施計画、それから予算というふうな形で、実際には事業を実施していくという段階になりますと、直接は年次予算に基づいて行われるような形になると思うんですね。合併にかかわる市町村建設計画、これは総合計画のレベルだと思いますので、その実施計画、予算は年次でやっていくわけですから、実施計画あたりのタイミングがどのような形で考えられているのか、その辺、ちょっと現在の見込みで結構ですので、事務局の方でちょっとお考え、タイミングがうまくいくのかどうか、いかせないと困ると思うんですけども、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○成清事務局長 まず、市町村建設計画と第四次総合計画の基本構想との関係でございしますが、おただしのとおり基本構想につきましては市町村の議決事項になっております。市町村建設計画が定められた後、見直すべき部分があるとすれば、第四次総合計画の基本構想について見直しをしていくということになるかと思っております。

それから、市町村建設計画の実施計画あるいは予算との絡みでございますが、市町村建設計画では、これ自体に具体的事業等も入ってまいりますので、これに基づくまた下位の実施計画、そういったものは現在のところつukらない方向で考えているところでございまして、具体的な検討については、予算で検討していくということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 宮廻先生のお話、もう1つ抜けておったのは5町の意見、ご要望だったけれども、それをひとつやっぱり答えておった方がいいと思う。

それから、議決事項の基本構想までには今度のこの市町村建設計画は及ばないんでしよう、そのことをちょっと先生のご意見の中で。

○成清事務局長 議決事項になっておりますのは総合計画の中の基本構想でございまして、この市町村建設計画そのものは議決事項とはならないものでございます。私が申し上げましたのは、この市町村建設計画を定めたことによって現在の基本構想が修正する部分が出てくれば、それはまた見直しをしていくと、そういう意味でございまして。

また、5町の意向について十分に配慮してほしいというようなことがございました。これは、「計画策定の方針」のところ、ちょっと(4)ページをあけていただきたいと思いますが、「計画の趣旨」ということで書いてありますが、「この計画においては」、町名を省略いたしますけれども、5町のそれぞれの「総合振興計画を継承するとともに」と、そしてまた鹿児島市の「第四次総合計画を踏まえ」というような形にいたしております。したがって、ベースとなるのは、それぞれの長期計画がベースになっていくわけでございます。

また、このほかにもそれぞれ住民の皆さんの意向をお聞きしながら、1市5町それぞれで住民の皆さんの意向をお聞きしながら計画策定をしてみたいというふうに思っております。

○赤崎議長 よろしいですか。

○宮廻委員 はい。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方、後ほど語りたいたと思いますけれども、この市町村建設計画の素案は、本日は議決をせずに次回まで持ち越してまたご検討いただくという取り扱いにしたいと思いますが、先ほど来の質問等について何か、そのほかご検討いただく際の疑問があれば

ばお聞きいただけたらと思っておりますが。

よろしゅうございますか。

[「はい」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にご意見等も別にないようでございますので、お諮りをいたしたいと思いますが、第20号議案市町村建設計画素案につきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただいて、次回で決定をいたしたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第21号議案 町名・字名の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第21号議案「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。

議案について事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 36ページをお願いいたします。

第21号議案町名・字名の取扱いについて。

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

1 鹿児島市及び吉田町の区域内の町の区域及び名称は、現行どおりとする。

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、当該廃止された字の名称をもって新たな町の名称とすることを基本に調整する。というものでございます。

これにつきましては、別添の「議案関係資料」というのがございますので、21号議案「町名・字名の取扱いについて」の資料をごらんをいただきたいと思います。

表紙をあけていただきますと(10)-1というページがございますが、「事務事業現況調査総括表」ということでございます。

ここに「町名・字名の取扱い」という事務事業名について、それぞれ町がございまして、区分B、そして経過の欄は空白となっておりますが、これは経過措置を設けずに一元化をしようとするものでございます。

あけていただきまして、見開きになりますが、(10)-2及び10-3ページをごら

んいただきたいと思います。

「現況」といたしまして、鹿児島市から郡山町までの現在の制度を表記をいたしております。そして「課題」というところがございまして、その右側に「調整方針（案）」というものを挙げております。この「調整方針（案）」は、ただいま議案として読み上げました内容と同一になっております。

この調整方針案に対しまして、これまでのそれぞれのまちづくりの歴史・文化に配慮する観点などから、「現行の地方公共団体の名称であります町名を残してほしい」というようなご意見もあったところがございますが、私どもといたしましては、町名・字名の調整の基本的なスタンスといたしまして、2つのことをもとに協議を進めております。

1つは、やはりこの合併というのは、50年先あるいは100年先の世代のことを考えて、将来にわたって垣根ができないように、合併時点で新しい鹿児島市としての一体化を図ることが望ましいこと、そして2つ目には、現在の鹿児島市にある町が272町あるわけでございますが、これは大字を使わない方針で住所の表示をいたしてございまして、鹿児島市と同じ取り扱いとすることが望ましいことから、いろいろ十分な議論を行った結果、当協議会には、原案のただいま私の方で申し上げましたとおりで提案をいたしたところがございます。

また、資料1の36ページに戻っていただきますが、この第1項につきまして、ちょっと補足説明をいたしますと、「鹿児島市及び吉田町の区域内の町の区域及び名称は、現行どおりとする。」というのがございますが、このうち「吉田町の区域内の町の区域」というものは、牟礼岡一丁目から三丁目までのこととございまして、これにつきましては現行どおりとするという意味でございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま21号議案「町名・字名の取扱いについて」の説明申し上げましたが、何かただいまの説明に対してご質問なりご意見等はございませんでしょうか。

○上山（稔）委員 会長が第1回目の会合の際にあいさつの中で、編入合併ではありますが、各市町対等の立場で協議していきたいと申されまして、私たち意を強くしたところがございます。私ども桜島町の町名がなくなることについて、皆さん方をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

私自身も60有余年、桜島に生まれ、育っていますので、非常に桜島ということに愛着を持っております。そのようなことで、桜島は、大正3年の大爆発により、家屋、畑に甚

大な災害を受けまして、住宅は焼け、畑地は埋まり、生活の糧を失いまして路頭に迷った時期もございました。それらを克服しまして今日に至っているところでございます。このようなことで、我々の先祖がこのように築いた桜島町がなくなることは、また先祖に対しても非常に残念なことでございます。

そのようなことで、例えば単純に申し上げますと、「桜島町一丁目、二丁目、三丁目」とこのような名称の取り扱いはできないものか。

また、逆に現在の大字で申し上げますと、桜島町には「武」という地域がございまして、現在、鹿児島市にも「武町」という地域があるようでございます。同地区名が2つできることも考えられます。この協議会では住居表示については大して大きな案件ではないかもしれませんが、一般の住民につきましては非常にインパクトが強く、重大な関心事であるものと考えられますので、このようなことで、桜島町民は非常に愛着があるわけでございますので、各委員の皆さん方のご理解をいただき、字名すなわち「桜島」を残すことについてご検討願えないかということをお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○赤崎議長 事務局からご答弁を申し上げますが、今お話があった中で「あるいは当協議会においてはそう大きな案件でないかもしれないが」というお話がございましたが、それは決してそういうことではございません。私ども首長会におきましても協議をいたしました。そして今お話があった桜島というものに対する愛着、郷愁ということについてのご意見の開陳もございました。これはもう十分踏まえなければいけないと思っております。

そして、最初申し上げたように、それぞれの自治体、それぞれの土地の歴史・文化という面からの尊重というものも当然これはやらなければいけない。あるいはまたそれぞれの、これはもう桜島に限らず、郡山町にせよ、喜入町にせよ、松元町にせよ、吉田町にせよ、それぞれのところもやっぱり従来の町名に大きな愛着と郷愁を持っておられるだろうというふうに思います。桜島はそういう非常に噴火という中で苦労されてきた歴史的な経過はありますけれども、気持ちは一緒であろうという考え方もあろうと思います。

そういうものを踏まえて協議をし、今日のご提案を申し上げます。また、そういう提案の中にも、今お話のあったことはこれは十分心にとめておかなければならないことだというふうに考えております。

そこで、例えば同じ桜島にしても、昭和25年に東桜島地区を合併をいたしまして、東桜島地区全体を東桜島町とせずに、旧湯之の集落だけを東桜島町と言って、持木なり、古

里なり、黒神なりというところは全く「桜島町」を冠しない町名にしてきておる。そういういろいろなこれまでの歴史的な経過もありますので、そういうこと等を踏まえて、この原案でいかがでしょうかという提案をいたしました。

したがって、先ほども申し上げ、これからお諮りをしたいと思えますけれども、今日は決めずに、それぞれご検討をいただいたらというふうに考えております。

また、当然、おっしゃったように、全く同一の地名に対してはやっぱりそれは何らかの識別をすることが必要であろうと。この前も首長会で申し上げたわけですが、松元駅も、恐らく全国に「松元駅」というのは幾つかあるんだらうと。したがって、「薩摩松元駅」という名前に駅名もしてあるわけで、そういう配慮は当然していかなくちゃいけない。そういう場合にできるだけやっぱり「桜島」という名前を冠する、つけるというそういう努力はやっぱり当然していかなくちゃならん一面であろうと思っております。

そのほか、「何丁目」ということについての考え方等、具体的なことはひとつ事務局からご答弁を申し上げますが、一口で申し上げますと、「何丁目」というのはこれは住居表示のときに使う呼称であって、今回のところは町名・字名という「町名」でありますから、何丁目という使い方は、将来いずれ住居表示を5町のところにもやっていかなければいけないことでは、その際に「桜島何丁目」というふうに変えるということは可能ですし、また、そういうふうでやったらと思えますけれども、「何丁目」というのは、この場合の行政的なこれとはまた違う面だらうと思えますが、そういうことでいいのかな。間違っておいたら訂正してください。

○山中建設専門部会長 住所の表示につきましては、現況を申し上げますと、最初、自治体名がございまして、その次に、鹿児島市の場合ですと地域の区分ということで「町」という単位で扱っております。それから、吉田町は「町」と「字」で表示しておりまして、桜島町、喜入町、松元町、郡山町は「字」で表示をされております。

したがって、合併後につきましては、この提案と申しますのは、合併後は、1市5町が新しい自治体の名前として「鹿児島市」ということで発足をするということで、この部分については「鹿児島市」が当てはまります。

そして、今、「町」と「字」ということになっております部分を、鹿児島市が使っております「町」ということで、町・字ということではなくて、町という形で統一をする形で表示をしたいということでございまして、その町の名称につきましては、現行鹿児島市のものにつきましては現在の町名を使う。そして吉田町の町名についてはそのまま使う。そし

て、字を使われているところにつきましては、現在の字名を町名として、今までの歴史とか経過、そういうようなものを踏まえた上で字名を町名として使うという考えであります。

したがって、その中に先ほどございましたように「武」という名前が、鹿児島市もあります、桜島町にもありますし、郡山町にもございますが、それにつきましては少なくとも調整をする必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○赤崎議長 その1つの提案があった「何丁目」というものの採用はできないのかと、それを答えないと。

「何丁目」というのは、住居表示用として使うという私の説明は間違っていますか。

○山中建設専門部会長 今の段階で申し上げますと、住居表示のときに「丁目」は一般的に使っております。

○赤崎議長 そういうことです。

今日はここで決定をするわけではありませんので、ご説明だけ申し上げて、そしてまたご意見をそれぞれ受けとめた上で検討していただいて、これは次の段階だと思いますが、いずれにせよ、お気持ちはわかるけれども、1つのルールなり決め方なりというのは、やっぱり同じルールに基づいて決めていかざるを得ない面があるという、これが一番大きなことだということをご認識をいただきたい。そういう中で、おっしゃった桜島というのが生かせる面があるのかどうなのか、生かせる方法があるのかどうか、そういうことについての知恵は絞っていかないかんでしょうけれども、ルールはやっぱりこれでいかざるを得んのかなあと。そのことは私の方からも申し上げて、これもまた1つの意見として受けとめていただいて、次にしていただければと思います。

同じくこのことについて何かございませんでしょうか。

○山元委員 全委員の皆さん方がいらっしゃる中で、この桜島町の町名が消えるということの歴史的な問題につきましても、今、上山さんの方からもありましたけれども、皆様方にご理解をいただいて、今後の審議に役立てていただければとこう思いまして申し上げたいと思うんですけれども、私は「桜島町」を残したい理由といたしまして、火山という歴史的な背景がありまして、観光的にも、また全国的なアピールになっているのは事実でございます。また、合併をしても故郷愛ははかり知れないものがあると私は思うわけです。桜島出身者も本当に寂しがると、このように思って残念でならないわけでございます。

桜島の住民は、火山の爆発の歴史とともに生きてきました。火山噴火を恒常的に抱える

地の住民としては、自主防災という観点からも独特の結束、統制が必要であると、私はこのように理解しております。その統制を図る方法として「桜島」という町名にあると思っておるところでございます。地名には歴史や伝統があります。地元住民だけではなく全国民に知られて、過去と現在、未来をつなぐ歴史の縦糸ではないかとこのように私は思っております。あらゆる角度から、このような町名をなくするというこの問題については、いろいろ慎重に議論をしていただきまして、「桜島町」を残してもらいたいというこの気持ちでいっぱいなのでございます。

5月15日のマスコミ報道でも「町名が消える」という新聞報道で、町民が非常に関心を持って心配しているところございまして、私も何とかして委員の皆さん方がこの桜島の歴史をもう一回慎重に考えていただいて、なるべくならこの「桜島」を残していただきたいとこのように思う気持ちでいっぱいでございます。今後の協議の内容にもかかわる問題でございますので、要請として申し上げておきますが、今後、慎重にこのことについては協議をしていただくように要請を申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○赤崎議長 この中でも、先ほども市町村建設計画の素案の中に出てきましたが、「桜島地域」というそういう名前で行政の中ではできるだけ残していくと。あるいはまた、これは今、言うべきことかどうかはわかりませんが、それぞれの5町に、先ほど申し上げたように住民サービスの低下を来さないような形で支所として残していくと。そういう場合に、やっぱり当然そういう場合は「桜島支所」という名前に一般的、常識的にはなるであろうと思っておりますし、あるいは今、鹿児島市の消防の分遣隊を置いてありますけど、これも「桜島分遣隊」という名前はこれはずっと残していかなきゃいけない。そういうことで、あるいはまたそれぞれの町名をやりますけれども、それを統合した「桜島何とか協議会」みたいなものも当然できていくであろうと。

いろんなことはあると思いますが、それから今、我々は、1市5町の編入合併の中でこうやっていきますけれども、5町、6町が対等合併をした場合にはこれはもう全部が新しい名前に変わっていかざるを得ない。そういうわけですので、今、おっしゃったことはもう十分それぞれ皆さん受けとめていただくとお思いますけれども、そういう点についてもやっぱりご考慮がいただけたらという私の気持ちでございます。これをゴリ押ししようという気持ちでなくてですね。

そのほかは。

○福石委員 桜島町と同じような意見でございますけれども、吉田町にとりましても、字が消えるというような状況にあります。できれば、町はなくなっても、「吉田西佐多浦」「吉田本名」「吉田宮之浦」という字で置いておきたいなという意見でございます。

それをなぜ申し上げますかと申しますと、この字を変更することによって、おのずから地番を新たにつくらなければならぬと。そういうことによって、将来的に登記面において非常に面倒が起きてくる問題が発生するのではないかというふうに考えるわけです。現在においても、住所が違ったり番地が違ったりしますと非常に登記上で面倒を来している状況を私も聞いておりますが、そのような問題は解決策があるのかどうかお伺いをいたします。

○山中建設専門部会長 今、字名がなくなるというお話でしたけれども、住所の表示にここでご提案しておりますのは、現在、吉田町の場合ですと、町表示が牟礼岡の一丁目から三丁目がございます。そのほかに字表示が5つございます。それを、吉田町に関して言いますと、全体的にそうですけれども、鹿児島市と同じように「町」ということで表記をします。そして、「町」という表記の前に来る名称につきましては、町というところの牟礼岡は、そのまま牟礼岡一丁目、二丁目、三丁目ですけれども、字で使われている分、今、おっしゃいましたように「西佐多浦」とか何とかという字の名称、例えば「大字西佐多浦」とかいう形ですけれども、字ではなくて、今、字で使われている分をそのまま町名にスライドさせると。ですから、「西佐多浦町云々」という形で表示をしたいというのがこの表示でございます。

ですから、ほかの町におきましても、字名を使わないというんじゃなくて、字名をそのまま町の名称にスライドさせるということでございまして、字名がそのまま区域の住所の表示のときの名称になるということでございます。

○福石委員 大体わかるわけでございますが、そうしますと、地番の変更というのはせずに済むわけですね。

○山中建設専門部会長 現在のままでございます。

○赤崎議長 よろしいでしょうか。

○追立委員 町名がなくなる根拠と字名を残さなきゃいけない、そこのところがまだ私、理解できないんですね。字名は消えても町名は残したいというのがやはり5町の気持ちだと思っております。

ちょっと提案したいんですけれども、こういうような形の中では、今、桜島町、吉田町

と個々でやっていますけれども、そのすり合わせのやっぱり話し合いとかそういうような場を設けさせていただければと思うんですよ。今、個々で話をすると、何で町名が消えるんだらうかと、それで字名がどうして生きるんだらうかと。

○赤崎議長 それは先ほど申し上げたように、それぞれ各町から出てきている幹事会、専門部会がありますから、その場ですり合わせをするということになって、そのすり合わせをした結果をこの協議会に再度諮ると、そういう手順になりますから。

○柿迫委員 今、喜入町の追立委員からありましたように、住所表示のルールとして、それぞれの町名が消えて字名を残すんだということは1つ理解ができたんですが、もう1つ、調整方針案が出された選択肢ですが、先ほど説明の中で、歴史的経過等を考慮して検討して、それでもやはり50年先、100年先を考えたときに垣根をなるべく取り除いておいた方がいいだろうと、そういう理由で今回こういう提案をしたんだというふうに私、理解したんですが、これ以外にもまだそういう、言い方は悪いですが、メリットというか、あるのか。例えば、先ほどから出ていますように住居表示の費用とかそういうのを含めても、もう今の段階で字名で残していた方が有利なんだと、こういう垣根そのものをなくすという大きな理由以外にもまだあるんでしたら、それを教えていただきたいんですが。

○成清事務局長 私の方で大きな2つの理由をご説明を申し上げましたけれども、それ以外に何か具体的な理由があるかというようなおたがしでございましたが、これについては、そのほかについては具体的な理由というのは特にございません。繰り返しになりますけれども、やはり合併というのは一体性の醸成ということが一番大事なことでございます。やはり私ども現在に生きているものにとっても、じゃ何のために合併をするのかということで、同じ鹿児島市民として暮らしていくと、そして同じような行政制度でサービスを受けていくというのが、これはやはり合併の基本であろうというふうに考えております。

それに加えて、町名・字名というのは、歴史、そういったものがあるわけでございますので、過去の歴史もございしますが、やはり将来のこと、今、先ほど縦糸というようなお話もございました。やはり我々としては、将来に責任を持ってその制度を決めていくということも必要でございますので、先ほど私の説明では、50年先、100年先のことを考えてやはりこういう制度に統合した方がいいんじゃないかと、このような説明をしたところでございます。

○赤崎議長 それでは、いろいろご意見もあろうと思いますが、また今日までいろいろご意見もいただきましたが、この21号議案については、次回の協議会までにまたそれぞれ

各委員の皆さん、ご検討をいただき、またその間、幹事会、専門部会等で十分協議をしてもらって、次回で決定をしたいと思いますが、そういう取り扱いでよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第22号議案 慣行の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第22号議案「慣行の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、38ページをお開き願います。

第22号議案慣行の取扱いについて。

慣行の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めます。

- 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。
- 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。という提案でございます。

また、恐れ入りますが、議案関係資料の22号議案の関係をお開き願いたいと思います。

慣行につきましても、ただいま議案として申し上げました市紋章から市木・市花まで6項目を掲げております。これらにつきましてはすべて一元化をいたします。

次のページ、(11)-2及び3をお開き願いたいと思います。

具体的には、市紋章、市旗、市民歌、市民憲章、及び次のページになりますけれども、市木・市花につきましては、現在の鹿児島市のものを用いるものとしたしまして、また名誉市民につきましては、これは(11)-6及び7になりますが、鹿児島市の制度に統合するものとしたします。

なお、一番最後の市花につきましては、将来、見直しの検討も必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特になければ、本日のところはこれぐらいにして、この議案につきましても、次の協議会まで持ち越していただいて、その間、各委員の方でそれぞれご検討いただき、次回で決定をしていただきたいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

第 2 3 号議案 財産及び公の施設の取扱いについて

○赤崎議長 次は、第 2 3 号議案「財産及び公の施設の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、39 ページをお願いいたします。

第 2 3 号議案財産及び公の施設の取扱いについて。

財産及び公の施設の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。ものでございます。

これにつきまして、現在、5 町が保有しておられる財産と公の施設は、編入合併によりましてその帰属主体がなくなることになります。したがって、合併時に鹿児島市が引き継ぐことといたすものでございます。

なお、合併時に引き継ぐこととなる財産及び公の施設の具体的な取り扱いにつきまして、今後の各種事務事業の調整・協議の結果により整理をされていくこととなります。

なお、議案関係資料といたしまして、「第 2 3 号議案関係資料」として、財産及び公の施設の取扱いの一覧表を挙げております。

これにつきましては、地方自治法に規定をされております 1 市 5 町の財産につきまして、平成 1 3 年度末時点で整理をいたしております。

次のページになりますが、「公の施設の集計表」がございまして、「福祉施設」から「そ

の他公共用財産」まで全部で1,424の施設を、これも平成13年度末現在で整理をいたしております。

これらの財産につきましては、資料として大変膨大なものでございますけれども、具体的な財産等につきましては、各委員の皆様方には後もってごらんをいただきたいというふうに思います。

なお、これらの合併によりまして財産の処分をどうするのかということにつきましては、それぞれ1市5町の間で協議を行ってまいりますが、合併議案を提案する時点で別途それぞれの議会の方に、財産処分の議案として提案をすることになります。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまの財産及び公の施設の取扱いの説明について、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お諮りをいたしたいと思いますが、この第23号議案の財産及び公の施設の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定いただきたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、そのような取り扱いにさせていただきます。

第24号議案 公共的団体等の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第24号議案「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、42ページをお開き願います。

第24号議案公共的団体等の取扱いについて。

公共的団体等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。という提案でございます。

43ページをお開き願いたいと思いますが、「参考」のところでございます。

市町村合併の特例に関する法律の抜粋を掲げておりますが、第16条第8項では、いつ

までも合併関係市町村単位で同種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際しまして、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るように努めなければならないという努力義務が課されているところでございます。

ただいまご説明を申し上げましたこの24号議案も、この法律の規定等に基づき、提案をいたしたところでございます。

次に、公共的団体等の統合に関します基本的なスタンスでございますけれども、公共的団体等の統合につきましては、各団体の自主性を尊重いたしまして、各団体が自主的な判断により統合に向けて取り組んでいただくものとしたしてまいりますが、自治体といたしましては、できるだけ統合が促進されるよう助言や働きかけを行うことといたします。

44ページ及び45ページに「公共的団体等総括表」というものをおつけをいたしております。これは、自治体の合併に伴いまして統合することが望ましいと考えられる公共的団体等をリストアップいたしております。このリストアップの考え方でございますけれども、合併特例法の対象となる公共的団体等は、別に地方自治法の第157条に定めております公共的団体等とその範囲を同じくいたしております。したがって、農業協同組合とか漁業協同組合、それから社会福祉協議会あるいは教育・文化スポーツ団体などとなっております。

これらの中から、事務局といたしましては、そのピックアップの基準といたしまして、合併後の市の事業に大きなかわりがある団体、2つ目は、行政サイドではなくて住民の視点に立って、同一地域内に類似の団体が存在することは望ましくないと考えられる団体、3つ目には、同じ目的を持った団体で、統合することによって効率的な活動や組織の強化が期待できる団体というような基準でリストアップをしたところでございます。

なお、このリストは、参考として挙げておりまして、このリストに載っているから絶対に統合しなければならないというものでもなく、また逆に、このリストに載っていない公共的団体は統合するべきではないとそういうものではございませんので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまの第24号議案の公共的団体等の取扱いについての事務局説明に何かご質問等ございませんでしょうか。

団体の一覧表あるいはこれらについての当協議会あるいは合併をする1市5町の行政の

スタンスの問題等、いろいろご説明申し上げましたが、そういう方向でよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にご質問等なければ、お諮りをいたしたいと存じますが、この第24号議案の公共的団体等の取扱いについても、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回でご決定をいただきたいと存じますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、そのような取り扱いにさせていただきます。

第25号議案 地方税の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第25号議案「地方税の取扱いについて」を議題といたします。

事務局からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料1の46ページをお開き願います。

第25号議案地方税の取扱いについて。

地方税の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。という提案でございます。

議案関係資料の「25号議案関係資料」をお開き願いたいと思います。

地方税の協議項目といたしましては、「個人市(町)民税」から「前納報奨金」まで9項目につきまして、鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

次のページ、(14)-2及び3をごらんいただきたいと思います。

具体的には、個人町民税につきましては、一番上の均等割税率は、不均一課税制度を適用し、合併年度の16年度と17年度、18年度は現行どおりとし、平成19年度から鹿児島市の税率に統一しようとするものでございます。

この不均一課税制度を導入する理由でございますが、個人町民税の均等割は、低所得者を含め、広く町民に負担をしていただくものでございますので、一定期間に限りその負担を軽減しようとするものでございます。

軽減する期間は、住民負担の公平性という観点から、できるだけ短い期間とすることが適当であると考え、平成19年度から統一しようとするものでございます。

また、その下の非課税基準、納期、減免制度は、17年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

続きまして、(14)-4及び5、次のページになりますが、お開き願います。

法人町民税につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

続きまして、あけていただきまして、(14)-6及び7ページでございます。軽自動車税でございますが、これは、納期は17年度から、標識の紛失等による弁償金は、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

また、入湯税につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(14)-8及び9ページでございますが、事業所税につきましては、資産割及び従業者割の税率につきまして、不均一課税制度を適用し、税率を段階的に引き上げて、19年度から鹿児島市の税率に統一しようとするものでございます。

この不均一課税制度を導入する理由でございますけれども、事業所税は、人口が30万以上の都市において課税をされる税でございますが、5町は課税しておりません。したがって、合併によりいきなり相当の税が課税されることになるため、激変緩和措置として、一定期間に限りその負担を軽減しようとするものでございます。

また、軽減する期間につきましては、先ほどの町民税と同様の観点から、平成19年度から統一しようとするものでございます。

○赤崎議長 段階のそれは言わんでいいの、段階的にこれをやるというのは。

○成清事務局長 大変申しわけございません。(14)-9ページをごらんいただきたいと思います。

事業所税の段階的引き上げのさらに詳細な内容でございますが、「調整方針(案)」のところをごらんいただきますと、5町の区域の税率としまして、合併の2年度目、これにつきましては資産割を200円、従業者割を0.08%、そして3年度目に資産割を40

0円、従業者割を0.16%に引き上げ、そして合併の4年度目に、現行の鹿児島市が600円で0.25%になっておりますが、この4年度目に統一をしようという内容でございます。

続きまして、(14)-10及び11ページでございますが、固定資産税でございますけど、固定資産税につきましては、税率は、1市5町とも同じ標準税率を適用いたしております調整の必要はございません。

なお、納期等につきましては、平成17年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

続きまして、(14)-12及び13ページをごらんいただきたいと思います。

都市計画税につきましては、合併時に鹿児島市の制度を適用しようとするものでございます。

最後に、(14)-14及び15ページでございますが、納税貯蓄組合、前納報奨金制度につきましては、17年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま25号議案の「地方税の取扱いについて」のご説明を申し上げましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

○柿迫委員 事業所税のこの不均一課税の3年間の経過措置についてちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど説明にありましたように、この事業所税というのは、鹿児島市しか今、県内にはないわけです。そうしたときに5町の事業所で該当するところは、ある日突然事業所税が発生するということになるかと思うんですね。そのことだけでもやはりある程度の抵抗があるかなあと考える中で、経過措置として3年間にわたって、200円、400円、600円、3年目にはもう鹿児島市と同じですよというふうにされますけれども、先ほど申し上げましたようにこの事業所税そのものについての抵抗があるという観点からいけば、3年間にわたって経過で上げていくよりかは、1年間経過措置を置いて、据置期間を置いて、「来年度から事業所税が、鹿児島市と合併になりましたので」という方がかえって理解が得られるんじゃないかなあと、私自身はそうに感じるんですが、そのような検討は専門部会等の中ではされなかったのかひとつお尋ねしたいんですが。

○児島総務専門部会委員 事業所税についてお答えいたしますが、総務専門部会では、事業所税の軽減をということで意見はあったというふうに聞いておりますが、具体的に据置期間を設けてということでの意見は私どもとしては聞いておりません。

結果的に段階的に引き上げというふうになったことについては、鹿児島市と合併をされた場合に行政サービスと負担の均衡という立場から、合併の翌年度から少しでも鹿児島市の企業と同じような負担というのをすべきであるということで、平成17年度から負担をしていただくということで決めさせていただいた経過がございます。

以上でございます。

○赤崎議長 これは首長会でも議論をしました。今おっしゃった、本来ならば16年11月に合併しますから、それからすぐ鹿児島市の税制に移るべきですけども、平成16年度は現在のままでいこうと。いわゆる約4カ月ぐらい、それはもうそのままいこうと。合併をして4～5カ月した後に平成17年度を迎えますから、17年度からやろうと。

それで、今おっしゃったように2つの方法があると思います。例えば2年間なら2年間やった場合に、2年間は今までどおり課税をしないで、3年目に100%やるという案がある。これは、先ほど事務局からご説明申し上げたように、あくまでも本来ならば合併と同時に課税をし、納税をすべきものですけども、余りにも、今までがゼロであっただけに、高額の税金を納める企業があると。そういう意味で、いわゆる激変緩和と、ゼロが500万になり、ゼロが600万になるということ、その激変を緩和しようということですから、3年後にゼロが500万になるのはこれは激変緩和という本来の趣旨に合いませんので、それを600万なら600万を200万、400万、600万というふうに少しずつ上げていくと、それが激変緩和の趣旨であり、またその方が企業としても経営、いろんなことで対応がしやすい面があるんじゃないかと。そういういわゆる激変緩和という本旨から見てこの方法が一番適当であろうと。そういうことで最終的に首長会では決めさせていただきました。

○赤崎議長 ほかに何か。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご質問がなければお諮りをいたしますが、この第25号議案の地方税の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただいて、次回でご決定をいただきたいと思います存じますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第 26 号議案 国民健康保険事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第 26 号議案「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方から議案の説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料 1 の 48 ページをお開き願います。

第 26 号議案国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行われた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。という提案でございます。

また、恐れ入りますが、別添の議案関係資料の国民健康保険、第 26 号議案関係をお開きを願いたいと思います。

(15) - 1 ページ、総括表でございますが、国民健康保険事業につきましては、1 の「賦課方式」から 11 の「国保診療施設事業」まで 11 の項目につきまして、この番号の 5 番目「納税・徴収体制」につきましては合併時には現行どおりとし、次の番号 6 の「国保基金」につきましては廃止をし、番号 11 の「国保診療施設事業」につきましては合併までにその取り扱いを決定することで、区分欄は空白になっているところでございます。

あけていただきまして、(15) - 2 及び 3 ページでございますが、賦課方式、納期につきましては、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

2 番目の税率につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、合併の行われる日の属する年度に限り、不均一課税を行おうとするものでございます。

次に、納税・徴収体制は、合併後 3 年をめぐりその整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、(15) - 4 及び 5 ページでございます。次のページでございますが、国保基金につきましては、5 町が保有されている基金は合併までに廃止をし、鹿児島市の国保特別会計に繰り入れようとするものでございます。

出産資金貸付制度は、合併時に鹿児島市の制度に統合し、基金による運用ではなくて、事業費を計上し、実施をしようとするものでございます。

葬祭費、はり・きゅう等の保健事業は、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番下の国保運営協議会につきましては、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、次の(15)-6及び7ページでございますが、国保診療施設につきましては、桜島町におきまして2つの診療所が運営されておりますが、これは、国保の被保険者だけの施設ではないことから、国保事業として運営することは難しい面がございますので、その取り扱いにつきましては、桜島町の意向も踏まえて検討をし、合併までに決定をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまの「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明に何かご質問等はありませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、特になければお諮りをいたしますが、この第26号議案の国民健康保険事業の取扱いにつきましては、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定していただきたいと存じますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきたいと存じます。

以上で、本日予定をいたしました議事についての審議は終わりました。

その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第の「4 その他」に入らせていただきます。

まず、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 次回の第5回鹿児島地区合併協議会の開催につきましては、6月9日曜日午後3時から、かごしま市民福祉プラザで開催をする予定でございますので、どうぞ委員の皆様方よろしくお願いを申し上げます。

ただいま次回の協議会の開催について事務局からご説明申し上げましたが、この日程で

第5回の協議会を開催をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、この日程で開催をさせていただきたいと存じます。

各委員の皆様方、当初あいさつでも申し上げましたように、大変ご多忙でしょうけれども、ぜひひとつご参加、ご出席を賜りたいと存じます。

そのほか何か、委員の皆様方、ご意見等ございませんでしょうか。

○柿迫委員 先ほど審議されました「町の名前が消える」という新聞記事でありますけれども、今日結局、法定合併協議会が開かれて、昨日の新聞に今日の提案事項が載っている。昨日のこの新聞を見られて、住民の方から私どもに何人か問い合わせがあったんですが、全然聞いてもないことだったもんですから、「いや、それはわかりませんね」というふうにしかな答えられなかったんですけれども、今後のこの協議を進める中でこういう形が出てくると、この法定協というそのものがちょっとなし崩しになってしまうんじゃないかなあとそのような懸念を持つんですけれども、このように至った経緯というのはどのようなものだったのかを説明をしていただきたいと思います。

○赤崎議長 私の方からご説明申し上げます。

私も昨日の朝見て、実はびっくりして、これは事務局が何かのあれで、リークするという気持ちは持たなくても、何らかの形でそういう結果になるような対応をしたんじゃないのかなと。とりわけ私が非常に感じましたのは、あの中で、「今度の協議会では決定をせずに次回に持ち越すことになっている」というような、そういう記事まで載っておりましたので、私は早速企画部長と合併対策室長を呼びましてきつく問いただしたわけですが、私どもは全くそういうあれはありません。事務局はありません」と。「新聞記者のだれとも接触をしたこともありませんし、また、そういうことをしてはいけないということはだれよりもわかっておりますので、それはありません」ということでございまして、私も事務局のその言葉を信じざるを得ない状況でありました。気持ちは、今おっしゃった気持ちと全く同一でございます。

このことがやはりひとり歩きをしたり、曲がった解釈をされて大変なことになっていくと、蟻の一穴みたいなことになっていくということで、もう本当に気をつけなければいけないということで、今日のこの協議会でそのこともお願いをするべきかどうかというところまで考えましたけれども、委員の皆様方に我々事務局サイドの方からお願いをするとい

うことはこれはもう実に不遜なことであろうということで、先ほどの首長会で合併対策室長の方から、ぜひひとつ各首長さん、それぞれのお立場で、今後こういうことがないようにお力添えをお願いを申し上げたいというお願いを実は、各1市5町の私を含めてお願いをしたところでございまして、そういうことで、どういう経過かというのは全くわからない状況でございますので、今回のこのことについては、特にこの議案が、先ほども桜島町から話が出ましたように、住民の皆さんにとっては最も身近でまた関心のある議案であっただけに、私は大変残念に思っておりますのでございまして、このことを1つの教訓にして、お互いそのこと等については、やはりこれは私ども、例えば今日議会からも議長以下見えておりますけれども、議案の内容なりそういうことについては、本当はこのことは前もってちょっと相談した方がいいのかなあという内容もありますけれども、あえて私は、議会からのあるいは叱責を受けるかもしれんけれども、議会に相談をすることはやめるべきであろうということで、私だけの判断で出して、うちの議長にも議会にも一言も私も言っていないわけでありまして、そのことはやっぱりこの協議会でまず上程をして、そしてこの協議会で互いに意見を出し合って、というのは、これは1つの市、1つの町だけの問題ではなくて、1市5町が一緒になってやっぱり検討すべきことでありますので、このことについては、今後お互いに気をつけてやってまいりたいという気持ちでございますから、もうこのことはこれ以上詮索をしても仕方のないことだろうかなと思っておりますので、ご了承をいただいて、これからお互い一人一人が、また今日はお互い委員だけでなく、事務局だけでなく、幹事会のメンバーも1市5町全部から出ておりますし、専門部会のメンバーも1市5町全部から出ておりますし、そしてまたその下で事務に携わる人も1市5町それぞれあるわけでありまして、そのことを含めて今日は首長さんにもお願いしましたので、担当のそういう皆さんも十分ひとつ気をつけて対応していきたい。そしてお互いに気持ちよく協議をしながら、最大公約数を求めながら努力をしていくと、そういうことにさせていただきたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

【「異議なし」という者あり】

○赤崎議長　そういうことでひとつご了承をお願いを申し上げたいと存じます。

閉　　会

○赤崎議長　それでは、特になければ、本日はこれで終わらせていただきたいと思います。存じます。

次回、6月9日午後3時、よろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 5 7 分閉会